

災害復旧・復興に向けた税制措置の拡充に関する指定都市市長会要請

地方税法においては、震災、風水害等により被災した家屋の解体がなされた住宅用地に対する特例措置が設けられており、震災、風水害等の発生翌年度以降の2年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該土地を住宅用地とみなして課税することができることとされている。

しかし、大規模災害・広域災害からの復旧・復興に向けた取組は長期にわたるのが実態であり、2年度内では住宅再建ができず、阪神・淡路大震災では12年、東日本大震災では10年の期間延長が適用されている。平成28年4月に発生した熊本地震では、震災発生翌年度以降2年度目となる今年度においても、いまだ多くの被災者が住宅再建に着手できない状況にある。

また、近年、住宅建築業者等の人材不足が生じていることや、全国各地で頻繁に大規模災害が発生していることから、被災者の生活基盤としての住宅の再建に長期間を要する事態が、今後増えることが懸念される。

ついては、被災者の住宅再建を税制面から支援するため、指定都市市長会として、下記のとおり要請する。

記

震災、風水害等に伴う被災住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、発生翌年度以降2年度分とされている特例期間を、被災地の実情にあわせ延長すること。

平成30年10月2日

指定都市市長会